

和歌山市 企業局

下水道部 下水道管理課長

質 問 回 答 書

令和 7 年 4 月 1 4 日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和7年度
工 事（業 務）番 号	第25190001号
工 事（業 務）名	下水道管路特別重点調査業務委託
工 事（業 務）場 所	和歌山市内一円
質 問 事 項	
①管路調査及び探査試験調査を下請負させる場合、元請業者の現場立会は常駐でしょうか。	①契約書等において管理技術者等受注者の技術者の常駐義務は記載されていませんが、管路調査及び探査試験調査において、調査中に条件変更等に該当する事実があった場合には、受注者において発注者に通知し確認を行わなければならないこと。また、本業務の調査対象が主に下水道幹線であり十分な安全管理が必要であることや、履行期間内に診断結果報告を求めていること、緊急度判定がⅠとなった場合に速やかな対策実施が必要となる箇所の状況等の説明及び協議が必要となることなどを踏まえ、各調査状況から受注者において各種判断が迅速に行えるよう調査体制を構築してください。
	②管路調査及び探査試験調査については、雨水管に対する調査及び地中レーダー調査を昼間作業、それ以外については夜間作業を想

	定し積算していますが、調査環境等において 夜間への変更が必要と判断された場合は、変 更協議の対象とします。
--	---